



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公金の支出に関する事務の委託（医療政策課）…………… 1
- 病院事業局事項**
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立宮古病院）…………… 1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立宮古病院）…………… 3
- 教育委員会事項**
- 沖縄県指定無形文化財の保持者の追加認定…………… 5
- 沖縄県指定史跡の指定…………… 5

告 示

沖縄県告示第244号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の支出に関する事務を委託した。

令和8年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した支出事務 沖縄県医療施設等物価高騰対策支援金及び沖縄県医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業給付金（診療所等物価支援事業）に係る支出事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター
 - (2) 所在地 那覇市旭町112番地1金秀ビル東館2階
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年4月1日
- 4 委託期間 令和8年4月1日から同年12月31日まで

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年6月12日

沖縄県立宮古病院長 川 満 博 昭

- 1 調達する特定役務の種類
 - (1) 業務名 沖縄県立宮古病院清掃業務
 - (2) 業務内容 清掃業務
 - (3) 履行期間 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和8年4月1日現在において5年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が50人以上であること。
 - (4) 従業員制服制度があること。

- (5) 過去2年間に県内において、手術室、集中治療室、感染症病床等の清潔区域を含む病床数200床以上の病院の清掃業務の実績を2件以上有していること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第25条に規定する基準に適合していること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合していること。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務があるものについては、これらに加入していること。
- (9) 次のアからオまでに該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 誓約書
- ウ 営業概要書
- エ 病院の清掃業務に関し過去2年間の契約実績を証明する書類
- オ 営業に必要な許可等を得たことを証明する書類の写し並びに営業上の許可、認可、登録及び届出の一覧表
- カ 法人にあつては、登記事項証明書
- キ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- ク 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- ケ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- コ 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く。）及び申請日直近の労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
- サ その他入札説明書に定める書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県立宮古病院ホームページ（<https://miyakoweb.hosp.pref.okinawa.jp/>）から様式をダウンロードして入手すること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0013 宮古島市平良字下里427番地1 電話番号0980-72-3151
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年7月22日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立宮古病院が実施する清掃業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月12日

沖縄県立宮古病院長 川 満 博 昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立宮古病院清掃業務 一式
 - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和8年6月12日付け沖縄県公報定期第5417号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立宮古病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県立宮古病院ホームページ（<https://miyakoweb.hosp.pref.okinawa.jp/>）から様式をダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和8年7月22日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0013 宮古島市平良字下里427番地1
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和8年7月22日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和8年7月29日（水曜日）午前10時30分
 - (2) 場所 沖縄県立宮古病院3階講堂
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県立宮古病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年7月22日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県立宮古病院総務課

(2) 所在地 〒906-0013 宮古島市平良字下里427番地1

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

(1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和8年7月28日（火曜日）午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。

(3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) JOB

Okinawa Prefectural Miyako Hospital Cleaning duties

(2) DATE FOR BIDS

July 29, 2026 10:30 a.m.

(3) CONTACT

Administration Division Okinawa Prefectural Miyako Hospital

427-1 Hirarashimozato, Miyakojima City, Okinawa, 906-0013, Japan

Telephone 0980-72-3151

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第 1 号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第20条第 5 項の規定により、次の表の左欄に掲げる沖縄県指定無形文化財の保持者として、同表右欄に掲げる者を追加して認定する。

令和 8 年 6 月 12 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

無形文化財の名称	保持者	
	氏名	住所
沖縄の空手・古武術	安里信秀	浦添市字経塚443番地
	阿波根直信	那覇市田原 4 丁目 4 番地 9
	池宮城政明	沖縄市南桃原三丁目22番10号
	嘉数嘉昌	那覇市上間 1 丁目 25 番 9 号
	喜友名朝孝	北谷町字吉原672番地
	久場良男	沖縄市中央二丁目16番18号
	島袋善保	北谷町字吉原1003番地
	島袋春吉	那覇市樋川 1 丁目 11 番 11 号
	新城清秀	読谷村字渡具知119番地 2
	平良貞行	南風原町字津嘉山1626番地 1
	平良慶孝	浦添市勢理客二丁目19番19号
	澤紙政輝	沖縄市与儀二丁目19番21号
	照屋幸榮	那覇市金城 1 丁目 6 番地 1
	仲里稔	那覇市字安謝264番地
	比嘉稔	那覇市泉崎 1 丁目 17 番 15 号
八木明達	那覇市久米 2 丁目 20 番 21 号	

沖縄県教育委員会告示第 2 号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第32条第 1 項の規定により、沖縄県指定史跡を次のとおり指定する。

令和 8 年 6 月 12 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 沖縄県指定史跡の名称 アラフ遺跡
- 2 沖縄県指定史跡の所在場所 宮古島市城辺字新城荒牛1538番（次の図に示す部分に限る。）
 （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県教育庁文化財課及び宮古島市教育委員会において縦覧に供する。）

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地